

特別支援教育の充実

— 「副学籍の制度化」に向けて —



「副学籍の制度化」の目的は、特別支援学校（長野県飯田養護学校）に通うお子さんが、居住地の学校に副次的な籍をもち、交流及び共同学習が行える環境づくりを進めることにより、社会で自立できる自信と力を育み、居住する地域との関係をより深めていくことを目指している。

平成 27 年 11 月

飯田市教育委員会



[総図] 特別な支援を必要とする子どもの教育の場・就労の場と支援ネットワーク

1 飯田市の特別支援教育の実態

(1) 多様な学びの場	-----	1
(2) 数字で見る飯田市の特別支援学級の実態	-----	3
(3) 長野県の特別支援教育の現状と課題	-----	4
(4) 通級指導教室（飯田市内）の実態	-----	5
(5) 特別支援教育支援員の配置について	-----	6
(6) 支援が必要な児童生徒の就学判断の流れ	-----	7

2 飯田市「副学籍の制度化」に向けて

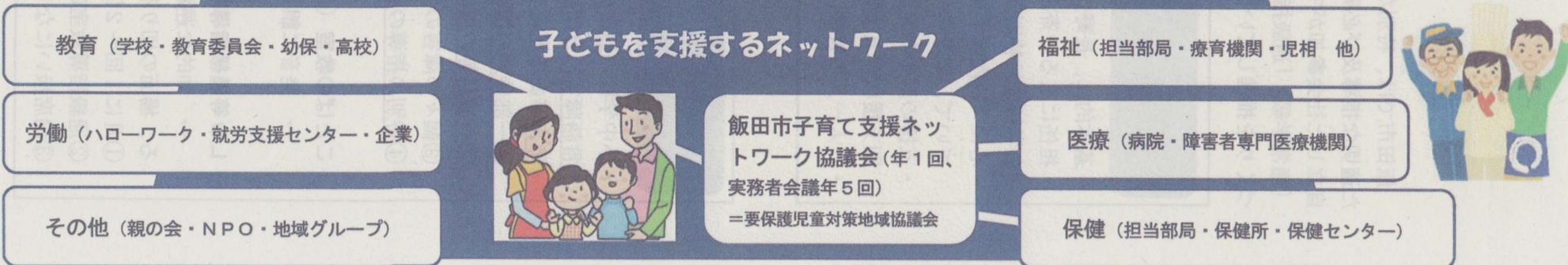
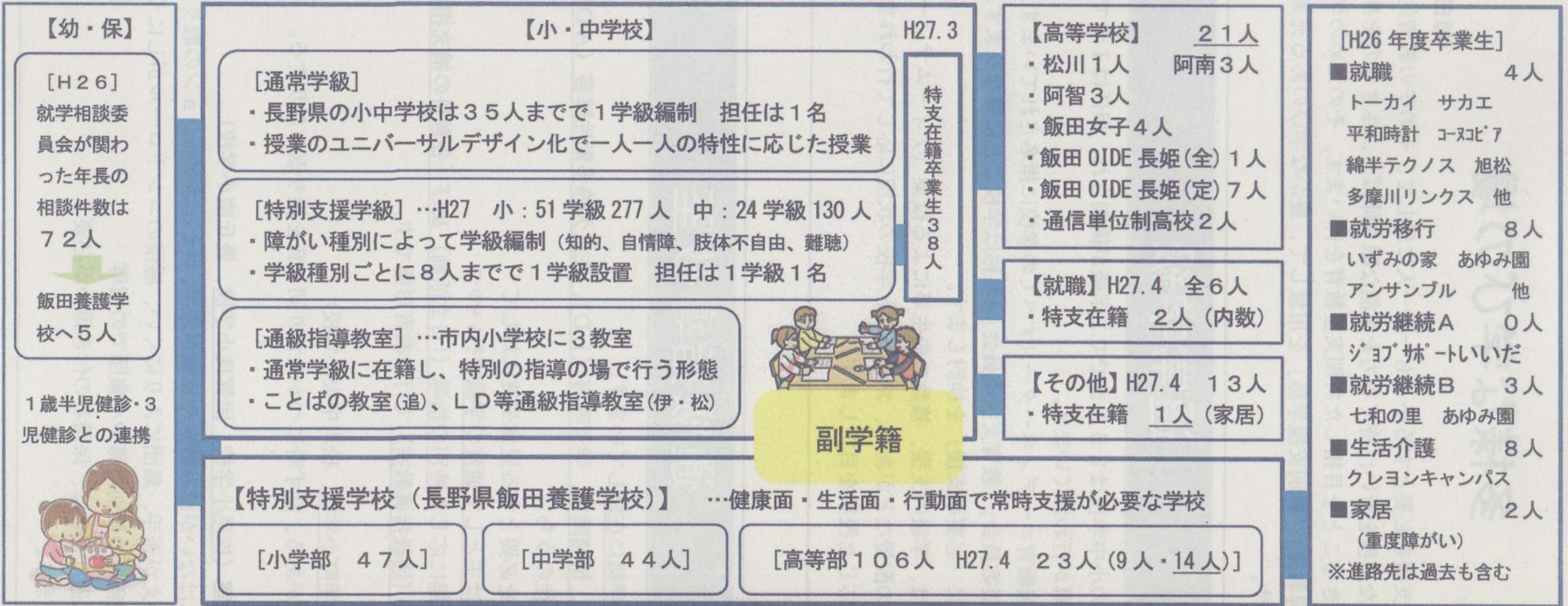
(1) 長野県飯田養護学校に在籍する市内児童生徒の実態	-----	8
(2) 現在実施されている交流及び共同学習の内容	-----	9
(3) 副学籍制度の目的	-----	11
(4) 副学籍の制度化に向けての背景	-----	12
(5) 副学籍による交流教育実施の流れ	-----	13
(6) 副学籍校における具体的な体制づくり	-----	14
(7) 飯田市における「副学籍の制度化」に向けてのスケジュール	-----	15

特別支援教育

特別な支援を必要とする子どもの教育の場・就労の場と支援ネットワーク

飯田市教育委員会

特別な支援を必要とする子ども及びその保護者に対し、早期から情報の提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築し、円滑な就学と就労につなげる。



多様な学びの場

飯田市教育委員会

飯田市では、特別な支援を必要とする子ども一人一人に対して、その子の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、持てる力を可能な限り伸ばし、生きる力を身に付けさせ、自立した社会参加ができることを目指した特別支援教育を行います。そのための学びの場として「通常学級」「通級指導教室」「特別支援学級」を用意して、豊かな学びのある充実した学校生活づくりを推進しています。

通常学級

- ・基本的に、長野県の小中学校は35人までで1学級が編制され、担任は1名です。
- ・担任による一斉指導が行われています。
- ・各学校では特別支援教育コーディネーター（すべての学校に指名されています）の先生を中心に「校内就学相談委員会」「教育支援委員会」（名称は学校ごとに異なります）が設置されていて、お子さんに「必要な支援」を検討します。
- ・支援の形や内容には、学級内支援、複数の先生等による授業（チームティーチング）、特別支援教育支援員の配置などがあり、お子さんと学校の状況に応じて行われます。
- ・一人一人の特性に応じた授業を目指します。

通級指導教室

- ・小中学校の通常の学級に在籍しています。
- ・言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの障害がある児童生徒のうち、
 - ①一部特別の指導を必要とする児童生徒に対して
 - ②各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ
 - ③個々の障害の状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）
 - ④特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。
- ・ことばの教室（追手町小学校、松川中央小学校）
 - 発音に誤りがある、話す時につかえたり同じ音を繰り返したりする。
- ・LD等通級指導教室（松尾小学校、伊賀良小学校、豊丘南小学校）
 - 知的な遅れはないが読み書きや算数が苦手、コミュニケーションの取り方に困っている、場面の切り替えが苦手、集団に入りにくい、感情のコントロールがしにくい等
 - ①月に1回～2回程度の個別指導や小集団での指導
 - ②通級指導教室に通うときは、保護者の付き添いが必要
 - ③出席扱いになります。

特別支援学級

- ・必要な支援の状態（障害種別という）によって学級編制がされます。
【 ①知的障害 ②自閉症・情緒障害 ③肢体不自由 ④難聴 】
- ・国の基準で、学級種別ごとに8名までで1学級が設置され、担任は1学級1名が原則です。
- ・特別支援学級では、お子さんの実態と学校の状況に応じて、教育課程を編成して教育活動を行います。
- ・学習面だけでなく、生活面、行動面、対人関係面など幅広く指導します。
- ・通常の学級での学習は、お子さんの状況、学校の状況から内容や形態を相談していきます。
- ・通常の学級との「交流及び共同学習」の充実を目指します。

【知的障害】

- ・各教科の内容 … 下の学年や知的障害特別支援学校の各教科の目標及び内容に替えることができ、適切な教科用図書を使用できます。
- ・必要に応じて、各教科・道徳の時間・特別活動及び自立活動の全部または一部を合わせて指導することができます。
- ・自立活動 … 学習上または生活上の困難の改善・克服を目的として行います。自立活動の時間を特設する場合と、学校生活全体を通して行う場合があります。

【自閉症・情緒障害】

- ・原則として、小中学校の該当学年の教育課程の編成を基準とします。
- ・各教科の内容 … 該当学年の各教科の目標及び内容を扱います。必要に応じて下学年の各教科の目標及び内容に替えることができます（単元構成、分野等は該当学年に準ずることが原則）。
- ・自立活動 … 学習上または生活上の困難の改善・克服を目的として行います。自立活動の時間を特設する場合と、学校生活全体を通して行う場合があります。

【肢体不自由】 … 伊賀良小学校にあります。

【難聴】 … 丸山小学校（休室中）、飯田西中学校にあります。

特別支援学校（飯田養護学校）

- ・知的発達がゆっくりで、健康面（例えば…日常的に医療的ケアが必要）や生活面（例えば…トイレ、食事、着替えなどに多くの支援が必要）、行動面（例えば…集団がとにかく苦手、常時大人の見守りが必要）で常時支援が必要なお子さんのための学校です。
- ・平成27年度は、小学生47名、中学生44名、高校生106名が学んでいます。
- ・「生活単元学習」「自立活動」「日常生活の指導」「あそびの時間」などを中心とした教育課程を編成しています。
- ・小学部（小学校に相当）、中学部（中学校に相当）、高等部（高等学校に相当し、入試を経て入学）があります。
- ・スクールバスを運行しています（3コース）。
- ・寄宿舎（定員34名）もあります。学校がある日だけ利用できます。

飯田市の特別支援教育の実態

2015. 4. 22 飯田市教育委員会

【小学校】

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
特別支援 児童数 (人)	2 2 4	2 3 8	2 5 1	2 7 7 [51学級]
全児童数 (人)	6, 0 1 4	5, 8 7 4	5, 7 5 1	5, 6 4 2
特別支援学級 在籍比率 (%)	3. 7 2	4. 0 5	4. 3 6	4. 9 0
県平均 在籍比率 (%)	2. 4 3	2. 7 1	2. 9 6	3. 3 0
全国平均 在籍比率 (%)	1. 6 8	1. 8 1	1. 9 5	未発表

[県・全国平均在籍比率は文科省「学校基本調査」(確報値)より]

[補足] 平成26年度全国の小学生の特別支援学級在籍比率は、1.95%である。

長野県の在籍比率2.96%は、全国平均1.95%を1ポイント以上上回り、全国5位の高さにある。

飯田市は、その長野県平均を1.5ポイント上回る数値である。

【中学校】

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
特別支援 生徒数 (人)	9 8	1 0 6	1 2 0	1 3 0 [24学級]
全生徒数 (人)	3, 1 5 2	3, 1 4 0	3, 1 6 8	3, 0 8 9
特別支援学級 在籍比率 (%)	3. 1 0	3. 3 7	3. 7 8	4. 2 0
県平均 在籍比率 (%)	2. 8 1	2. 9 6	3. 1 8	3. 5 3
全国平均 在籍比率 (%)	1. 4 2	1. 5 3	1. 6 6	未発表

[県・全国平均在籍比率は文科省「学校基本調査」(確報値)より]

[補足] 平成26年度全国の中学生の特別支援学級在籍比率は、1.66%である。

長野県の在籍比率3.18%は、全国平均1.66%の倍近い数値で全国最高値である。

飯田市はその長野県平均を0.6ポイント上回る数値であり、小・中学校の現状から特別支援教育のあり方を真剣に議論する時期にきている。

[参考資料]

長野県教育の課題

－ 特別支援教育の充実 －

【現状と課題】

○全国に比べ特別支援学級の在籍率が高い。特に自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍率の差が顕著。また、通級による指導体制は全国に比べ整備が遅れている。

【特別支援教育（義務教育段階）の在籍率】

区 分		長野県	全 国
特別支援学校		0. 7 0 %	0. 6 5 %
小 中 学 校	特別支援学級	2. 7 7 %	1. 7 0 %
	うち、自閉症・情緒障害	1. 6 4 %	0. 7 3 %
	通級による指導（通級指導教室）	0. 4 8 %	0. 7 6 %
計		3. 9 7 %	3. 1 1 %

（出典）「学校基本調査」（H25 文部科学省）

- 早期から一貫した教育支援をきめ細やかに行えるような就学相談体制の構築が必要
- 特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実を図るとともに、小・中学校への通級指導教室を増設するなど、通常学級を基盤にした連続的で多様な教育体制を構築し、将来的に児童生徒が社会で自立できるような教育環境の整備が必要

【長野県や飯田市が全国に比べ特別支援学級の在籍率が高い理由は】

① 全国は「通常学級」を基盤にした教育体制を基盤にし、通級による指導を整備

・例えば、東京都は特別支援学級がない。しかし、3～5校をブロックにしてブロックごとに通級指導教室を設置している。

② 飯田市には就学相談に関わる専門的スタッフで組織された「就学相談委員会」がある。その中の専門委員には特別支援教育に精通した教諭（8人）が所属している。その方々が、幼稚園・保育園等を通じた子育て支援や教育関係の相談に早期から関わり、常時就学相談を受け入れている。

通級指導教室（飯田市内）の実態

2015. 5. 18 飯田市教育委員会

1 通級指導教室について

飯田市には伊賀良小学校と松尾小学校に「通級指導教室」がある。

(1) 伊賀良小学校の通級指導教室 担任：大平正弘教諭

- ・在学人数 26人
- ・内 訳 ①伊賀良小学校 14人
②他の小学校 12人
(丸山小4人、鼎小4人、座光寺小2人、追手町小1人、三穂小1人)

※丸山小と鼎小は巡回指導も考えている。

- ・担当地区 飯田（丸山、浜井場、追手町、座光寺、鼎、山本等） 西部（阿智、平谷、浪合等）
北部（松川地区、高森地区）

(2) 松尾小学校の通級指導教室 担任：山岸俊朗教諭

- ・在学人数 29人
- ・内 訳 ①松尾小学校 18人
②他の小学校 11人
(上郷小6人、竜丘小2人、千栄小1人、下條小1人、天龍小1人)

※上郷小は木曜日に巡回指導を実施

- ・担当地区 飯田（上郷、川路、龍江、竜丘、下久堅、上久堅、千栄等） 南部（根羽、下條、
天龍、泰阜等）北部（豊丘地区、喬木地区、大鹿地区）

※<参考>H27年度から豊丘南小にも「通級指導教室」が開設（下伊那に3ヶ所となる）

2 通級指導教室のQ&A

Q1：「通級指導教室」を利用できる児童は？

A：飯田市内、下伊那郡内の小学校の通常学級に通う児童のうち、様々な事情で一部に特別な教育的支援が必要になる児童が利用できる。通常学級の授業に概ね参加できる児童で、例えば次のような願いをもつ児童である。

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ・言いたいことや気持ちをもっと上手に伝えたい | ・落ち着いた気持ちで集中して学習したい |
| ・初めてのことにも安心して取り組みたい | ・学習の手順や方法をしっかりわかりたい |
| ・授業や休み時間のトラブルを減らしたい | ・順番やきまりを守るようにしたい |
| ・ある特定の苦手な教科を支援してほしい | ・学習や遊びに積極的にになりたい（自信をもちたい） |

Q2：「通級指導教室」ではどのように学習するのですか？

A：児童や保護者の希望を伺うことから始める。その上で、一人一人の児童の目標とする姿に応じた内容や方法を相談し学習を進める。通級指導教室利用にあたっては原則保護者の送迎である。

Q3：「通級指導教室」について詳しく知りたい時、利用を考えたい時は？

A：まずは、在籍する学校の担任や特別支援教育コーディネーターに相談する。直接、通級指導教室へ電話しても結構です。通級を検討する、しないにかかわらず該当する児童の教育的支援について、在籍校や関係機関と連携しながら進めていく。

特別支援教育支援員の配置について

2013.10月 学校教育課作成

1 特別支援教育支援員増員のポイント

- (1) 車椅子の肢体不自由児など個別の支援が、特に必要な児童生徒への対応
- (2) 障がい・精神疾患等により、クラスを飛び出す、暴力を振るうなど衝動的な行動が、特に顕著な児童生徒またはこれに準じる重篤な児童生徒への対応
- (3) 支援が必要な児童生徒の増加に対する対応

2 特別支援教育支援員の配置に係る基準

- (1) 車椅子等で介助が必要な肢体不自由児は、安全確保等の観点から該当児童生徒一人に支援員一人程度の支援員を配置
- (2) 小学校は学級担任制であり、空き時間のある教員が少ないため、小学校を優先して配置
- (3) (1)、(2)を踏まえ学校の現状を考慮して、教育相談員と校長会担当者が協議した上で、総合的に判断し、教育委員会事務局が配置を決定
 ※平成27年度以降は、学校の状況を踏まえて若干の増減を加える。

【参考】

- (1) 長野県内他市の状況（県内で人口と児童生徒数が類似する自治体を抽出）

単位：人

	飯田市(H27)	上田市	安曇野市	佐久市
小学校児童数	5,642	8,961	5,570	5,540
中学校生徒数	3,089	4,527	2,955	2,962
児童生徒数合計	8,731	13,488	8,525	8,502
小学校数	19	25	10	16
中学校数	9	11	7	7
学校数合計	28	36	17	23
特別支援教育支援員人数	42	59	44	42
支援員一校当たりの人数	1.50	1.64	2.59	1.83

(他市の数値は平成25年度のもの)

飯田市では、平成25年度まで特別支援教育支援員の人数が34人であったが、平成26年度から8人増員して42人配置としている。

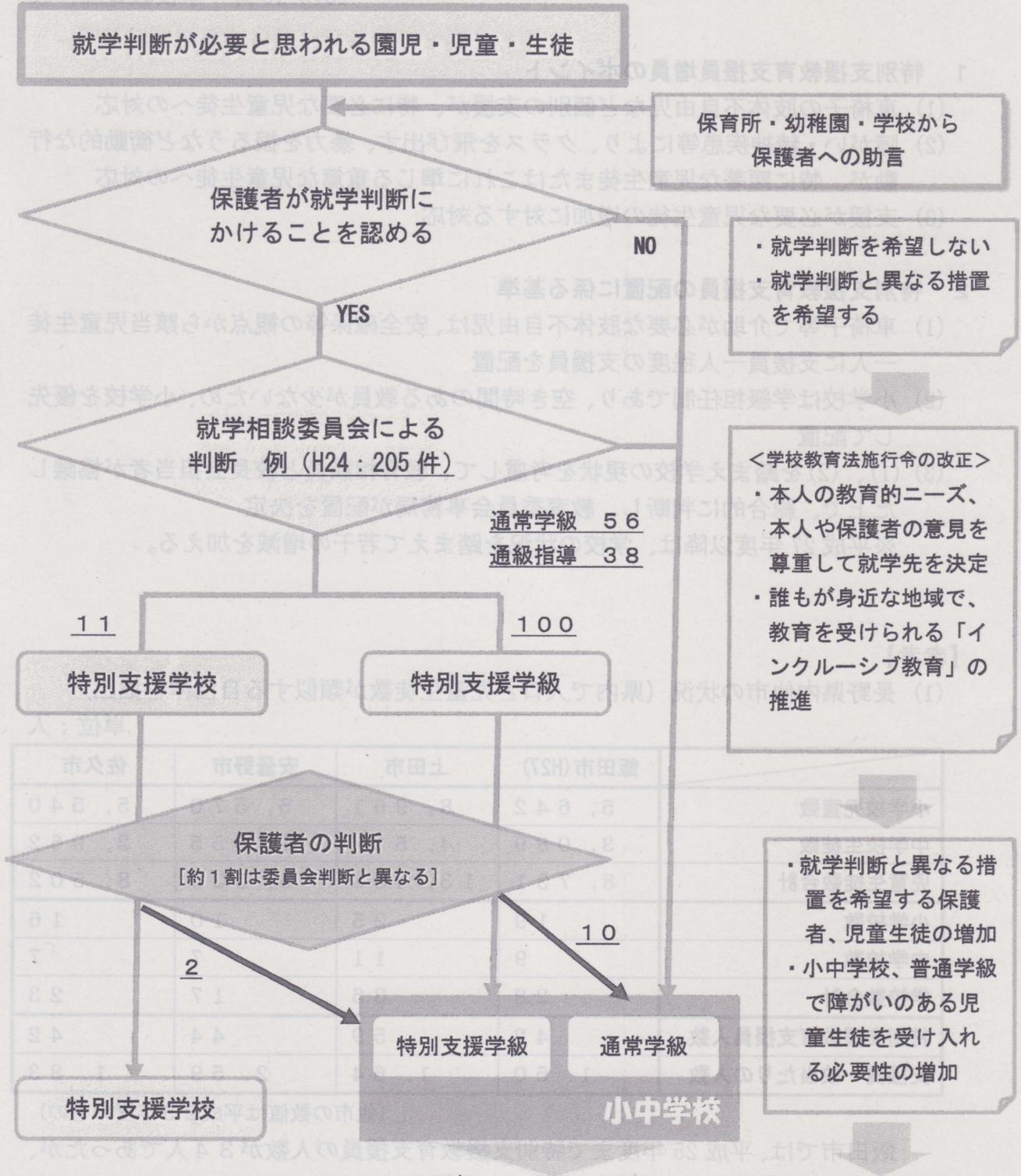
(42人の内訳=学習・生活支援36人、介助支援6人)

- (2) 公立保育園幼稚園の状況 (H27年度状況)

支援が必要な児童への対応のため、公立保育園幼稚園18園(92クラス、H26:101クラス)に加配保育士(副担任)60人(H26:53人)を配置している。

支援が必要な児童生徒の就学判断の流れ

飯田市教育委員会



- 通常学級では、支援が必要な児童生徒が複数いることで授業が成立しなかったり、学級崩壊など学級運営上の支障が生じたりしている。
- 特別支援学校判定の児童生徒は、マンツーマンの指導が必要である。
- 小学校は学級担任制のため空き時間の教員がほとんどいないので、学習支援ができない。
- 二次障害による、児童生徒の不登校や不適応が生じている。

長野県飯田養護学校に在籍する市内児童生徒の実態

2015. 5. 18 飯田市教育委員会

No.	学校名	児童数							No.	学校名	生徒数			
		1	2	3	4	5	6	計			1	2	3	計
1	丸山小学校					1		1	20	飯田東中学校	2		1	3
2	追手町小学校							0	21	飯田西中学校			3	3
3	浜井場小学校	1						1	22	緑ヶ丘中学校	3	1	1	5
4	座光寺小学校					1		1	23	竜東中学校			1	1
5	松尾小学校	1		2	2		1	6	24	竜峡中学校		1		1
6	下久堅小学校	1						1	25	旭ヶ丘中学校	4	1	4	9
7	上久堅小学校							0	26	鼎中学校			1	1
8	千代小学校		1					1	27	高陵中学校		1	2	3
9	千栄小学校							0	28	遠山中学校				0
10	龍江小学校							0						
11	竜丘小学校							0						
12	川路小学校							0						
13	三穂小学校							0						
14	山本小学校	①	1	1		1		3						
15	伊賀良小学校		1	①	1	1	3	6						
16	鼎小学校		2		2	1	1	6						
17	上郷小学校	1		1				2						
18	上村小学校							0						
19	和田小学校							0						
合 計		4	5	4	5	5	5	28	合 計		9	4	13	26
28人は小学部全体の59.5%									26人は中学部全体の59.0%					

※1 山本小と伊賀良小の「①」は訪問指導

※2 小学生で交流希望者は19人(67.9%) 中学生で交流希望者は3人(11.5%)

小学校の低学年と中学年では交流を希望する児童・保護者は多い(83.3%)。小学校高学年から中学校では交流を希望する児童や保護者は極端に減少する。児童生徒の精神的な発達段階を考えると、途中からの交流等はむずかしい。小学校中学年までに交流等を積み重ねることが、学年が上がっても交流を継続する大きな要因と考える。

「副学籍の制度化」に向けて

現在実施されている交流及び共同学習の内容 [取組例]

飯田市教育委員会

※ゴシックが内容

1 浜井場小学校

該当児童生徒の学年	1年	性別	男・女
該当児童生徒の症状	○発語がなく、指示を理解して課題を行うことは難しい。発達年齢が1歳2か月で、全体的に4歳程度の遅れが認められる。排泄・食事・着脱など身辺自立ができていない。対人意識・コミュニケーション能力の弱さなど、発達のゆっくりさがある。		
交流及び共同学習の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・4月4日入学式。1年生の列の端に並び、職員が隣に付き参加。教室では担任が全員の名前を呼び、「養護学校に通学しますが、浜井場小にも時々来て一緒に勉強する仲間」ということを紹介する。 ・5月30日運動会。養護学校と同じ日だったが、午後応援に来る。児童席で学級みんなに紹介し、全員で記念写真を撮る。 ・7月21日の生活科の授業に参加。外遊具遊び、室内遊びで交流。 ・夏休み8月1日。町内行事（ボーリング大会）に参加。 〈今後の予定〉 ・遠足（9月25日）に母親が付き添い参加の予定。 ・支援学級の自立活動の時間などに交流をする予定。 		

2 座光寺小学校

該当児童生徒の学年	5年	性別	男・女
該当児童生徒の症状	<ul style="list-style-type: none"> ○肢体不自由で車いすの生活。視力は光を感じられる程度。 ○ほぼ寝たきりの状態で完全な介助が必要。 ○手を握り返したり笑ったりなどのコミュニケーションがとれる。 		
交流及び共同学習の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各学期に2～3回、学級（あるいは学年）で交流活動を行っている。内容は、風船バレー、なわとび、おにごっこなどのレク。 ・学習においては、一緒に音楽の授業に参加し、楽器をたたいたり、外国語活動の授業でともに活動したりしている。 ・いずれも、本人の体調を考慮しながら、1回の交流で1時間(1校時)ほどの活動を行っている。 		

3 松尾小学校

該当児童生徒の学年	3年	性別	男・女
該当児童生徒の症状	○ダウン症による知的な遅れと身体の発達の遅れが認められる。		
交流及び共同学習の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学級運営の中核に据えていて、自然に入ってこられるように特別なことは行わず、通常の学習活動の中に入って共同学習を行っている。 ・2ヶ月に1度、保護者・飯田養護担任・学級担任の三者でこれまでの反省と今後の活動のあり方について打ち合わせを行いながら、学習を進めている。 ・1学期は、音楽会への関わりを中心に学級への演奏に参加するために交流学習を行い、音楽会では学級学年演奏に参加できた。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期は、運動会への関わりだけでなく、通常の学習の中に入って、学習を進めていく予定である。 ・通常の学習と一緒に行って学習した教科は、国語・図画工作・音楽の3科目である。
--	--

該当児童生徒の学年	4年	性別	男・女
該当児童生徒の症状	○脳性麻痺（水頭症）による機能障害		
交流及び共同学習の内容	<p>【平成26年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年2組児童と1学期2回，2学期に2回，3学期に1回交流をした。 <p>【平成27年度】</p> <p>9月・4学年全体に紹介した後，4年2組と交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歌と運動会のダンスを見てもらう。 ・一人ずつプレゼントを作り，渡しながら握手をしたり，語り合ったり交流を深める。 <p>10月 4年1組と交流予定</p> <p>11月 4年3組と交流予定</p> <p>12月 4年4組と交流予定</p>		

4 千代小学校

該当児童生徒の学年	2年	性別	男・女
該当児童生徒の症状	<p>○常に車いす使用</p> <p>○一人では、歩く、座ることができないために常に介助者を必要とする。</p> <p>○言語はなく、意思表示等は、表情、目の動き、日常の様子等から引率教諭や母が子供たちに伝えらる。</p>		
交流及び共同学習の内容	<p>(1) なかよしタイム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年生の子どもたちからの自己紹介 ・歌、ゲーム。 <p>(2) なかよし給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食（千代小献立）を一緒に食べた。 ・給食後、子どもたちが一緒に寝転んだり、話しかけたりするふれあいタイムをとった。 <p>・昨年は3回（予定は4回，本人の体調不良で3回）交流をした。・今年度の交流会の予定は5回</p>		

注) ①他に山本小学校（3年女児）、鼎小学校（2年男児・2年女児・4年男児）上郷小学校（3年男児）、伊賀良小学校（2年男児・3年女児・6年男児）の児童が交流及び共同学習を行っている。

②本年度10月末現在、交流及び共同学習を行っている児童数は13人、学校数は8校である。

副学籍制度の目的（副学籍とは）

学校教育課

I 副学籍とは

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障がいのある児童生徒の障がいの状態や教育的ニーズに基き、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行う仕組み（制度）。

特別支援学校に在籍する児童生徒のために、居住地の小中学校を副学籍校として指定し、交流及び共同学習を行う。

〔参考：平成26年度飯田市内から飯田養護学校へ通う児童生徒数 小34人(54) 中27人(41)〕

II 副学籍制度の目的

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、地域で共に学び、共に育ち、将来において社会の中で共に社会生活ができるような仲間意識を育む（地域の子は地域で育てる）。

- ・障がいのある子ども…「社会で自立できる自信と力」を育み、地域との関係を深める。
- ・障がいのない子ども…「心のバリアフリー」を育む。

→「同じ地域にこの子がいるんだ」「障がいってなんだろう」。同じ年頃の子どもや、その親に知ってもらうことが大切。

1 内容（例）

- ・間接的交流学習：学校・学年・学級便りの（定期的な）家庭配布 所属する学級の名簿への名前の記入等
- ・直接的交流学習：入学式、運動会、文化祭等の学校行事への参加 所属学級での学習と共同学習、下駄箱・机と椅子の常備、給食等
- ・教育課程への位置付けは、在籍校に準ずる（活動目的に応じて「特活」「自立活動」「生活単元学習」等

2 なぜ副学籍（メリットは）なのか

制度化するということは、ただ特別支援学校の子どもが地域の学校に来ている、というのではなく、特別支援学校の子どもであってもその地域の学校に副次的な学籍があり、学校に来た時は、その子の教育をしっかりと行う（意図的、計画的な指導・支援の下、評価も行うことで初めて成果が得られる）ということである（互いに対等な立場で）。

○制度化されることにより、市内の小中学校に副学籍の内容が周知徹底され、交流・共同学習が一層推進される。

○学習の目的や内容、時間の設定など、よりきめ細かく調整できるようになる。

○副学籍校の一員としての自覚が双方で深まる。両校在籍者のほか、教員、保護者への障がいの理解や相互理解が深まる。

○副学籍があるということはその地域の子どもであるということであり、双方の子ども、教師、親がそういう意識を持つこと。

→インクルーシブ教育の一層の推進

3 副学籍の制度化に向けて必要とされるもの

机、椅子、下駄箱、指導要録（名前一覧のもの 副学籍児童生徒の名前を記入、副学籍であることが分かるようにする）、副学籍校所属学級での名簿（名前記入）その他必要に応じて準備する。

※これらについては、在籍校（該当児童生徒及びその保護者も含む）と、副学籍校の間で検討して決定していく。

「副学籍の制度化」に向けての背景

1 小・中学校学習指導要領（平成 20 年、平成 21 年）

＜小学校学習指導要領＞（中学校も同様）

第 1 章 総則 第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(12) ～（省略）～、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

2 特別支援学校学習指導要領（平成 21 年）

＜主な改善事項＞

- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応
- ・ 一人一人に応じた指導の充実
- ・ 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

●交流及び共同学習の推進

○障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

3 インクルーシブ教育システムの構築の推進（平成 24 年）

○障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

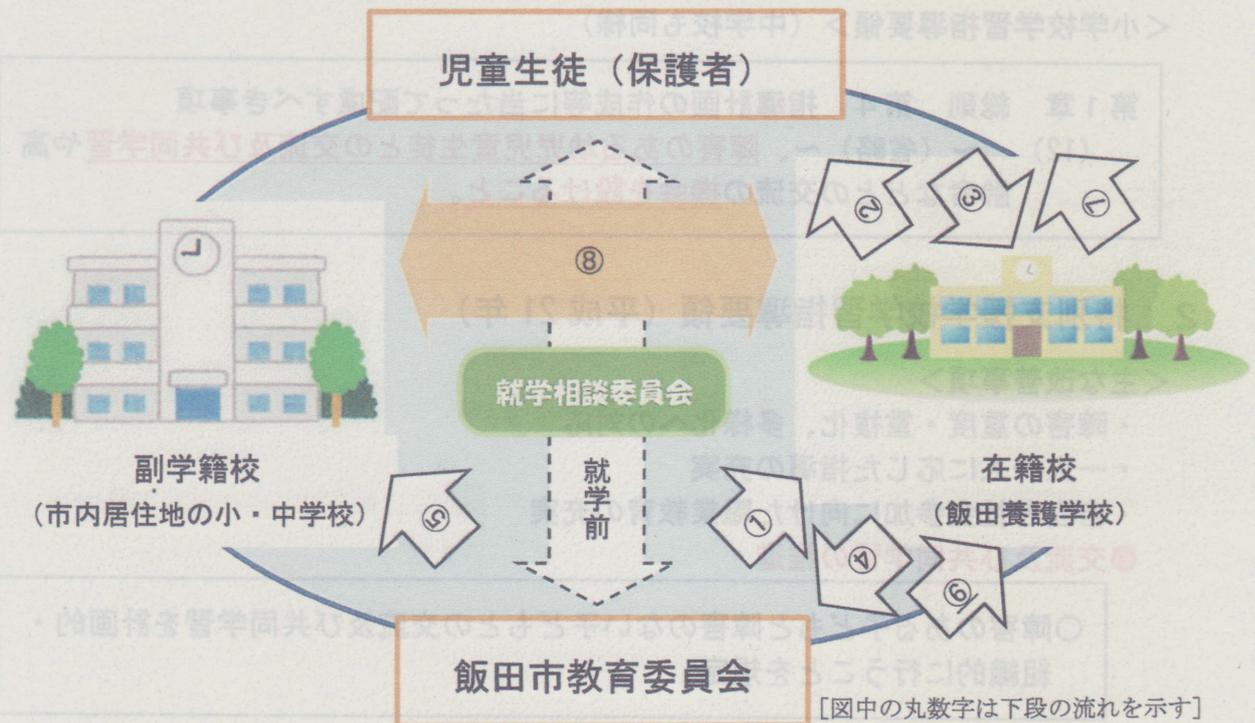
4 障害者差別解消法（平成 25 年 6 月成立 平成 28 年 4 月施行）

○行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（第 7 条第 2 項）

1 副学籍による交流教育実施の流れ

□副学籍による交流教育実施のイメージ図

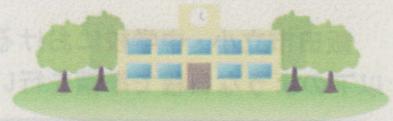


※就学前園児の場合は「就学相談委員会」が調整に入る。

□副学籍による交流教育を進める上での主な流れ

- ① 飯田市教育委員会は、副学籍による交流教育推進「案内リーフレット」等の必要書類を在籍校宛に送付する
- ② 在籍校は、「案内リーフレット」等を保護者に説明、配布する
- ③ 保護者は、市内居住地等の小中学校に副学籍を置き、交流教育を希望する場合、在籍校に意向を申し出る
- ④ 在籍校は、希望する児童生徒について、飯田市教育委員会宛に連絡する [様式第1号]
- ⑤ 飯田市教育委員会は、在籍校からの連絡を受け、希望する児童生徒の居住地等の小中学校に対し、副学籍校の指定通知を行う [様式第2号]
- ⑥ 飯田市教育委員会は、在籍校に対し、副学籍校の指定について連絡する [様式第3号]
- ⑦ 在籍校は、飯田市教育委員会から送付された保護者宛の指定通知書を保護者に手渡す [様式第4号]
- ⑧ 副学籍校及び在籍校は、当該児童生徒の「個別的教育支援計画」や副学籍校内の児童生徒の交流目標等に基づいて副学籍による交流教育の実施について協議し（保護者の意向を共有するために支援会議に副学籍校も参加）、在籍校は「副学籍による交流及び共同学習活動計画書」を作成し、飯田市教育委員会に送付する [様式第5号]
- ⑨ 副学籍校及び在籍校は、「副学籍による交流及び共同学習活動計画書」に基づき、交流教育を開始する
- ⑩ 年度末にイメージ図の4者で「活動計画書」を振り返り、次年度の方向性を確認する。

2 副学籍校における具体的な体制づくり



① 子どもに関する状況の把握

◎保護者及び在籍校との協議や情報交換

- ・障がいの状態など配慮事項の把握等
- ・在籍校における学習や生活の様子
- ・保護者の願いや希望
- ・実施にあたっての留意事項

その他



② 校内における理解・啓発

◎教職員、PTA、校内の子どもへの理解啓発

- ・子どもに関する情報提供について保護者の同意を確認
- ・教職員による共通理解のための研修と教師の意識改革
- ・PTAや校内の子どもに対する理解啓発（学校だよりや掲示板等による紹介）
- ・個人情報保護についての留意

その他



③ 支援体制づくり



◎校内の校務分掌に副学籍を担当する係の位置付け

- ・既存する校内の係に副学籍に係る内容を役割分担するか、新しく係を位置付ける（特別支援教育コーディネータの仕事が過度にならないように配慮すること）

◎交流学級（副学籍校における）の決定

- ・保護者や在籍校との協議のもと決定する

◎活動のための協力体制の検討

- ・副学籍校の教職員、在籍校の教職員、保護者、PTA等との連携協力のもと、柔軟な対応を図る

◎副学籍校の入学式に出席する場合の配慮点

- ・在籍校への連絡と配慮事項の確認と対応、写真撮影の配慮（撮影有無の合意形成）、入学準備品の用意と費用負担の有無



④ 交流教育の紹介・情報提供



◎保護者、在籍校への情報提供

- ・学校だより、学級だより、PTAだより等の配布
- ・学校行事への案内

飯田市における「副学籍の制度化」に向けてのスケジュール

2015. 5. 18 学校教育課

飯田市立小・中学校における副学籍による交流教育及び共同学習を効果的に進めるにあたって、以下のような日程で準備を行い、平成 28 年度から交流等ができるように体制を整える。

【5月教育委員会定例会】

- ・副学籍制度の目的や内容、背景等について意見交換（学習会）
- ・特別支援教育の実態とこれからの特別支援教育のあり方について意見交換

【校長会運営委員会・市教委学校訪問】

- ・副学籍の制度化に係る意見要望の集約（現状、教職員の理解、支援体制等）

【8月飯田市校長会③】

- ・副学籍制度の目的や内容、背景等についての提案と意見交換（協議題）
- ・副学籍の制度化に向けてのスケジュールの提案

【10月教育委員会定例会】

- 「副学籍による交流及び共同学習実施要綱」策定に向けての準備と協議
- 副学籍校における具体的な体制づくりの協議
 - ・子どもに関する状況把握（保護者や在籍校からの情報）
 - ・校内における理解啓発（教職員の共通理解、PTAの理解啓発、個人情報保護等）
 - ・支援体制づくり（交流学級の決定、準備品の確認）

【11月教育委員会定例会】

- ・「副学籍による交流及び共同学習実施要綱」の決定

【11月飯田市校長会④】

- ・「副学籍の制度化」の内容の変更点について報告

【12月議会社会文教委員会協議会】

- ・飯田市教育委員会「副学籍の制度化」に向けての報告・説明

【2月飯田市校長会⑤】

- ・「副学籍による交流及び共同学習実施要綱」の確認と副学籍制度導入の依頼（目的、内容、手続き、計画の立案、公簿等の扱い等）

概要版

「副学籍の制度化」に向けて

飯田市教育委員会

[目的]

この制度化の目的は、特別支援学校（長野県飯田養護学校）に通うお子さんが、居住地の学校に副次的な籍（副学籍校）をもち、交流及び共同学習が行える環境づくりを目的としている。

[特別支援教育の実態]

1 多様な学びの場

- ① 通常学級 … 35人までで1学級が編制され担任は1名、担任による一斉指導
- ② 特別支援学級 … 障がい種別によって学級編制【知的障害、自閉障、肢体不自由、難聴】
- ③ 通級指導教室 … 通常学級に在籍し一部特別の指導を特別な場所で
- ④ 特別支援学校（長野県飯田養護学校） … 常時支援が必要

2 数字で見る飯田市の特別支援教育の実態

【小学校】

	H24	H25	H26	H27
特児童数	224	238	251	277
全児童数	6,014	5,874	5,751	5,642
在籍比率	3.72	4.05	4.36	4.90
県平均	2.43	2.71	2.96	3.30
全国平均	1.68	1.81	1.95	未発表

【中学校】

	H24	H25	H26	H27
特生徒数	98	106	120	130
全生徒数	3,152	3,140	3,168	3,089
在籍比率	3.10	3.37	3.78	4.20
県平均	2.81	2.96	3.18	3.53
全国平均	1.42	1.53	1.66	未発表

・平成 26 年度小学校の特別支援学級在籍比率は 4.36%

県平均 2.96% は全国 5 位の高さであり、飯田市はその数字よりも 1.5 ポイント上回る

・平成 26 年度中学校県平均の 3.18% は全国最高値である。飯田市はそれを上回る数値

3 通級指導教室の実態

飯田市には伊賀良小学校と松尾小学校に「通級指導教室」がある。

(1) 伊賀良小学校の通級指導教室 在学人数 26人

- ・内 訳 ①伊賀良小学校 14人
②他の小学校 12人

(丸山小4人、鼎小4人、座光寺小2人、追手町小1人、三穂小1人)

(2) 松尾小学校の通級指導教室 在学人数 29人

- ・内 訳 ①松尾小学校 18人
②他の小学校 11人

(上郷小6人、竜丘小2人、千栄小1人、下條小1人、天龍小1人)

4 特別支援教育支援員の配置 …… 飯田市教育委員会の事業【H27…42名配置】

(1) 車椅子の肢体不自由児など個別支援が必要な児童生徒への対応 … 6名

(2) 障がい・精神疾患等により、クラスを飛び出す、暴力を振るう
など衝動的な行動が、特に顕著な児童生徒またはこれに準じる

重篤な児童生徒への対応 … 36名

【副学籍の制度化に向けて】

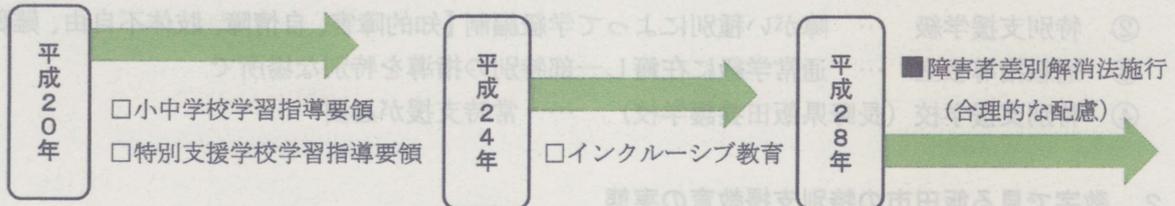
下伊那地域では初めて

1 副学籍制度の目的

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、地域で共に学び、共に育ち（地域の子は地域で育てる）、将来において地域の中で共に社会生活ができるような仲間意識を育む仕組みをつくる。

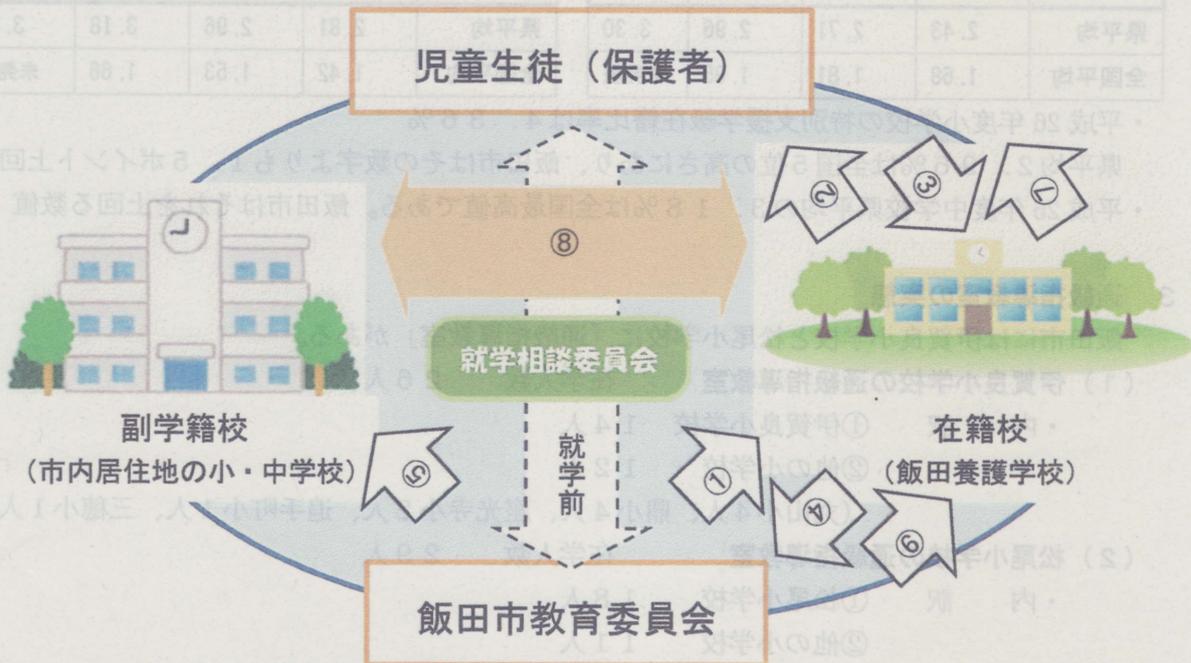
制度化するという事は、特別支援学校の子どもであってもその地域の学校に副次的な学籍があり、学校に来た時は、その子の教育をしっかりと行う（意図的、計画的な指導・支援の下、評価も行うことで初めて成果が得られる）ということである（互いに対等な立場で）。

2 背景



3 副学籍による交流教育実施のイメージ図

副学籍による交流及び共同学習実施の流れは、イメージ図の4者間で連絡調整を図りながら進めていく。飯田市の特徴は、就学前の年長園児からの位置付けを明確にしたことと、年度末にその子の「活動計画書」の振り返りと次年度の方向性を4者間で確認することである。



4 副学籍校における具体的な体制づくり

- (1) 子どもに関する状況の確認
 - 保護者及び在籍校との協議や情報交換 → 保護者の願いや希望
- (2) 校内における理解・啓発
- (3) 支援体制づくり
 - 係の位置付け、交流学級の決定、協力体制の検討、学校行事に出席する場合の配慮
- (4) 交流教育の紹介・情報提供